

県税に係る公売等における暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、香川県（以下「県」という。）が行う県税に係る公売等の事務について暴力団を利することとならないために講ずべき措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 条例第2条第3号に定める者及び暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。
- (5) 公売 国税徴収法第94条に規定する公売をいう。
- (6) 随意契約 国税徴収法第109条に規定する随意契約をいう。
- (7) 公売等 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第3条の規定に基づき課される県税について、その租税債権の徴収のために行われる公売及び随意契約による売却をいう。
- (8) 執行機関 公売等を執行する県税事務所長をいう。
- (9) 最高価申込者 公売等にあたり国税徴収法第113条に規定する売却決定の相手方となるべき者（国税徴収法第104条に規定する最高価申込者をいい、同法第113条第2項各号のいずれかに該当する処分又は行為があった場合における同法第104条の2に規定する次順位買受申込者及び随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）をいう。
- (10) 入札者等 国税徴収法第100条に規定する入札者等をいう。

(売却決定の相手方としない者)

第3条 執行機関は、最高価申込者、入札者等又は自己の計算において入札等をさせようとする者（以下「最高価申込者等」という。）が暴力団等である場合は公売等の売却決定の相手方としないものとし、公売等への参加を拒否できるものとする。

(陳述書)

第4条 執行機関は、暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、最高価申込者等から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した陳述書を徴取するものとする。ただし、当該最高価申込者等が暴力団等でないことが明らかである場合で、執行機関が陳述書を提出させる必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 前項による陳述書の徴取は、最高価申込者等に対して、公売公告等により義務付けるものとする。

(売却決定の取消等)

第5条 執行機関は、最高価申込者等が暴力団等であることが判明したとき又は前条に規定する陳述書を求めた際にその提出を拒んだときは、売却決定を行わないこととし、売却決定を行った後においてもこれを取り消すものとする。

(意見の聴取)

第6条 県は、条例第8条に基づき、最高価申込者等が暴力団等に該当する者であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとする。ただし、意見を聴く必要がないと認めるときはこの限りでない。

(警察本部長との連携)

第7条 この要綱に規定する事項のほか、公売等について暴力団を利することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、警察本部長と連携を図りながら行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にした公売等については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。